

# 秋田市地域保健推進員活動事業実施要綱

〔平成7年4月1日〕  
福祉保健部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、地域保健推進員の活動について定めることにより、健康づくりに関する地域に根ざした活動を推進し、もって市民の疾病の予防および健康の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域保健推進員

地域保健推進員は、地域の健康問題の把握、対策の検討等地域の健康づくり活動を積極的に行う者であって、市長に届け出たものをいう。

(2) 地域保健推進員会

地域保健推進員会は、地域保健推進員で構成され、地域の健康づくり活動の企画立案および実施ならびに地域保健推進員の研修等を行うための会をいう。

(設置基準および任期等)

第3条 地域保健推進員会は、連合町内会、地区市民憲章協議会、地区社会福祉協議会等の一定区域ごとに設立するものとする。

2 地域保健推進員の任期および人数は、第1項の地域保健推進員会で定めるものとし、代表者を置く。

(地域保健推進員の役割)

第4条 地域保健推進員は、地域の健康問題を把握し、宗教や政治活動と混同されることのないように配慮しながら、次の各号に掲げる活動を地域の実情にあわせて実施するものとする。

(1) 地域保健推進員の研修会および定例会の実施

- (2) 健康診査等の周知
- (3) 健康教室および健康相談の開催
- (4) 子育て支援活動
- (5) その他健康づくりに関する活動（地域への情報提供の窓口、地域から行政への情報提供等を含む。）

（助成金）

第5条 地域保健推進員活動を実施する地区に対して、市が予算の範囲内で助成金を支給する。

（表彰および感謝状）

第6条 地域保健推進員活動を次の各号に定める要件で継続している団体および個人に対して、申請により表彰し感謝状を贈呈する。表彰の可否は、秋田市地域保健推進員活動団体表彰申請書（様式第1号）又は秋田市地域保健推進員活動個人表彰申請書（様式第2号）により申請されたものを審査の上決定する。

- (1) 団体にあつては、活動が継続して15年以上
- (2) 個人にあつては、活動が継続して10年以上

2 前項の規定にかかわらず次の各号いずれかに該当する者は表彰の対象としない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処された者
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）違反により行政処分（免許の停止又は取消し）を受けた日から3年を経過しない者

3 活動期間の計算の終期は毎年3月31日とし、1年に満たないものは繰り上げて計算する。

（秘密の保持および個人情報の保護）

第7条 個人情報保護に最大の配慮を払うとともに秘密の保持に努め、本事業により知り得た秘密を本事業の目的以外に使用してはならない。

（委任）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月18日から施行する。